

# 選挙運動

## 1 違反文書図画に対する撤去命令件数

### (1) 選挙運動期間前の命令件数（～4月15日）

総数	文書図画の 掲示制限 (法143)
17	17

### (2) 選挙運動期間中及び選挙期日の命令件数（4月16日～4月23日）

総数	文書図画の 掲示制限 (法143)	ポスターの 数制限 (法144)	掲示箇所制限 (法145)	脱法文書 (法146)	政治団体の 政治活動用 ポスター等
51	1	0	0	0	50

※違反件数（違反箇所又は違反数）ではなく、掲示責任者等に対して発した命令件数を記載。

※同一命令中に、2以上の違反条文があるときは、そのうち最も多いもの、その数が同じであるときは、最初の違反条文により分類。

※「政治団体の政治活動用ポスター等」は法201の11⑩及び法201の14②に該当するもの。

## 2 違反選挙事務所に対する閉鎖命令件数（4月16日～4月23日）

総数	法定の設置者以外の 者が設置したもの (法130)	法定数を超えて 設置したもの (法131)	投票日の当日、投票所の入り口から 300m内に設置されているもの (法132)
0	0	0	0

## 3 公営施設使用の個人演説会

申出件数	開催件数	中止件数
6	6	0

## 4 選挙運動費用支出制限額（法194・令127）

6,600,000円

<計算式>

支出制限額 = A + 固定額（220万円）

$$A = \frac{\text{告示日における世田谷区の選挙人名簿登録者数（769,705）}}{\text{世田谷区の定数（50）}} \times \text{人数割額（501円）}$$

$$= 7,712,444.1\text{円}$$

Aが固定額の2倍（440万円）を超えるときは、Aは固定額の2倍に相当する額。

5 候補者氏名等掲示 (A3 冊)

※画面をP Pコート加工

世田谷区議会議員選挙候補者氏名等掲示

世田谷区選挙管理委員会

党派名	氏名	党派名	氏名	党派名	氏名
世田谷区生活者ネットワーク	関口江利子	公明党	佐藤ひろと	公明党	平塚けいじ
公明党	高橋あきひこ	国民民主党	石原せいじ	無所属	青空こうじ
立憲民主党	中村コータロー	立憲民主党	原田竜馬	自由民主党	石川ナオミ
日本共産党	坂本みえこ	自由民主党	長崎ともたか	日本共産党	たかじょう訓子
立憲民主党	中山みずほ	立憲民主党	羽田圭二	無所属	神尾りさ
立憲民主党	桜井純子	無所属	ひうち優子	公明党	いたいひとし
公明党	福田たえ美	れいわ新選組	みやかおり	立憲民主党	いそだ久美子
日本共産党	川上こういち	世田谷区110番	おおば正明	自由民主党	和田ひでとし
自由民主党	下山よしお	自由民主党	武田なおたけ	自由民主党	河野としひろ
自由民主党	島山しんいち	日本維新の会	土本かんだ	自由民主党	宋戸さぶろう
自由民主党	くろだあいこ	立憲民主党	町けいすけ	無所属	サルサ岩瀬
公明党	河村みどり	自由民主党	まなべよしゆき	日本共産党	中里光夫
都民ファーストの会	そのべせいや	無所属	佐藤美樹	立憲民主党	上田ひでまる
無所属	大場ただし	公明党	岡本のぶ子	自由民主党	阿久津皇
公明党	つがみ仁志	自由民主党	加藤たいき	立憲民主党	藤井まな
都民ファーストの会	あまりかなり	立憲民主党	中塚さちよ	自由民主党	さとう正幸
自由民主党	坂口賢一	NHK党	くりはら博之	自由民主党	上島よしもり
無所属	桃野芳文	無所属	つるみけんご	自由民主党	上山なおのり
無所属	つるたみつる	無所属	三浦しずか	参政党	岡川たいき
無所属	田中優子	立憲民主党	オルズグル	無所属	はたけやまたかお
日本維新の会	ひえしま進	政治家子女会	吉川はすみん	無所属	鈴木ゆうすけ
自由民主党	山口ひろひさ	世田谷区生活者ネットワーク	金井えり子	無所属	三井みほこ
無所属	ゆさ吉宏	世田谷区生活者ネットワーク	おのみずき	無所属	上川あや
無所属	岸泰正	無所属	石川和央	自由民主党	おぎのけんじ
日本改革党	長谷川誠	日本維新の会	若林りさ	世田谷区生活者ネットワーク	高岡じゅん子

## 6 公営ポスター掲示場揭示面

印刷色：エンジ

掲 示 区 画 番 号															掲 示 区 域				
63	62	61	51	50	49	39	38	37	27	26	25	15	14	13	90 タイトル・注意書欄	89	88	227.5 cm	世田谷総合支所管内
66	65	64	54	53	52	42	41	40	30	29	28	18	17	16	3	2	1		
69	68	67	57	56	55	45	44	43	33	32	31	21	20	19	6	5	4		
72	71	70	60	59	58	48	47	46	36	35	34	24	23	22	9	8	7		
87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	12	11	10		
816cm																			
45	44	43	33	32	31	21	20	19	9	8	7	69	68	67	90 タイトル・注意書欄	89	88	北沢総合支所管内	
48	47	46	36	35	34	24	23	22	12	11	10	72	71	70	57	56	55		
81	80	79	78	77	76	75	74	73	87	86	85	84	83	82	60	59	58		
39	38	37	27	26	25	15	14	13	3	2	1	63	62	61	51	50	49		
42	41	40	30	29	28	18	17	16	6	5	4	66	65	64	54	53	52		
75	74	73	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	90 タイトル・注意書欄	89	88	玉川総合支所管内	
51	50	49	63	62	61	3	2	1	15	14	13	27	26	25	39	38	37		
54	53	52	66	65	64	6	5	4	18	17	16	30	29	28	42	41	40		
57	56	55	69	68	67	9	8	7	21	20	19	33	32	31	45	44	43		
60	59	58	72	71	70	12	11	10	24	23	22	36	35	34	48	47	46		
9	8	7	21	20	19	33	32	31	45	44	43	57	56	55	90 タイトル・注意書欄	89	88	砧総合支所管内 及び 烏山総合支所管内	
12	11	10	24	23	22	36	35	34	48	47	46	60	59	58	69	68	67		
84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	87	86	85	72	71	70		
3	2	1	15	14	13	27	26	25	39	38	37	51	50	49	63	62	61		
6	5	4	18	17	16	30	29	28	42	41	40	54	53	52	66	65	64		

※区画内の数字は、立候補届出番号

※強風対策のため、板面を3つに分けて隙間を作り、風が抜けるように設置した。

## 7 公営ポスター掲示場設置数

総数	区の施設	国・都の施設	公社の施設	UR都市機構の施設	法人・企業	個人宅等
898	538	71	11	6	194	78

## 8 選挙公報

### (1) 各戸配布

- ①配布部数 504,224部
- ②配布期間 4月18日(火)～4月20日(木)

### (2) 補完措置(備え置き)

- ①備え置き場所 71か所  
※備え置き場所は、全て区の施設
- ②備え置き部数 5,750部
- ③備え置き期間 4月18日(火)～4月23日(日)

## 9 公費負担

### (1) 選挙運動用自動車

対 象		公 費 負 担 限 度 額
①一般運送契約		各日について64,500円
②その他の契約	自動車借入れ契約	各日について16,100円
	燃料供給の契約	53,900円(7,700円×7日)
	運転手雇用の契約	各日について12,500円

※①の契約と②の契約は、いずれかを選択

### (2) ビラの作成

公費負担限度額(30,920円)=作成限度単価(7円73銭)×作成限度枚数(4,000枚)

### (3) ポスターの作成

公費負担限度額(598,966円)=作成限度単価(667円)×作成限度枚数(898枚)

※公費負担限度額は消費税が含まれた金額である。

※候補者が供託物を没収された場合には請求することができない。

# 争訟関係

## 1 当選の効力に関する異議申出 1件

### (1) 経緯

得票順位50番目のおおば正明氏（以下「おおば氏」）の得票が3,621.307票（当選）、51番目の三井みほこ氏（以下「三井氏」）の得票が3,620票（落選）であった。令和5年5月1日、三井氏により、世田谷区選挙管理委員会（以下「区委員会」）に対し、最下位当選者の当選の効力を無効とする決定を求める異議申出が提起された。

### (2) 区委員会の決定

本件選挙の開票事務については慎重かつ適正に行われているものと認め、選挙会の当選人決定には何ら違法はなく不当な点も認められないことから、異議申出人が求める投票の再点検を実施しても選挙会の判断が覆ることはないと判断し、令和5年5月31日、区委員会は本件異議申出を棄却する決定を行った。

## 2 審査の申立て 1件

### (1) 経緯

異議申出人は区委員会の決定に不服があるとして、令和5年6月13日、東京都選挙管理委員会（以下「都委員会」）に対し、「区委員会の決定の取消しと、最下位当選人おおば氏の当選を無効とする。」との裁決を求め、審査の申立てを行った。

### (2) 都委員会の裁決

本件審査の申立てに対する審理に当たり、都委員会は、令和5年7月23日両氏等の立会いの下、職権に基づいて全投票の開披調査を実施した。

都委員会は、開披調査において摘出された107票について審理した結果、選挙会において有効とされた大場ただし氏（以下「大場氏」）の投票の中に無効票と認められる票が1票あると判断した。その結果、おおば氏及び大場氏の両候補で按分される票の配分に異動が生じることとなった。

また、選挙会において無効票とされた投票の中に、三井氏の有効投票と認められる票が1票あると判断した。

以上により、三井氏の得票数はおおば氏の得票数を上回ることにはならないとして、令和5年8月23日、都委員会は本件審査の申立てを棄却した。

#### (得票数の異動)

候補者名	選挙会の決定	都委員会の裁決
おおば正明	3,621.307	3,621.308
三井みほこ	3,620	3,621
大場ただし	2,119.692	2,118.691

※この裁決に不服がある者は、公職選挙法に基づき、都委員会を被告とし、その裁決書の交付を受けた日又は裁決書の要旨の告示の日から30日以内に東京高等裁判所に訴訟を提起することができるが（法207①）、期限までに訴訟が提起されなかったため、都委員会の裁決が確定した。